## 名古屋市立南天白中学校PTA規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は名古屋市立南天白中学校PTAと称し、事務所を名古屋市立南天白中学校内に置きます。

(目的)

第2条 本会は学校と協力し、学校と家庭及び社会における生徒の幸福な成長をはか ることを目的とします。

(事業)

- 第3条 本会は目的達成のため、次の行事を行います。
  - (1) 学校・家庭及び社会における生徒の福祉を増進する事業。
  - (2) 父母が社会及び学校教育の理解を進めるための事業。
  - (3) 会員相互の親睦と教養を高める事業。
  - (4) その他、目的を達成するために必要な事業。

(方針)

- 第4条 次の諸項を方針とします。
  - (1) 教育を本旨とする民主的団体として活動します。
  - (2) 特定の政党・団体・宗教に偏する活動や、もっぱら営利を目的とする行為は行いません。

(会員)

- 第5条 会員は名古屋市立南天白中学校に在籍する生徒の保護者ならびに教職員とします。
- 第6条 本会への加入は任意とします。

(会費)

- 第7条 本会の経費は会費、その他の収入をあてます。
- 2 会費は総会において決めます。

(会計年度)

第8条 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

第2章 役員等

(役員・任務)

- 第9条 本会に次の役員をおきます。
  - (1) 会 長 1名

会務を総括し、各集会を召集します。

- (2) 副会長 2~3名 会長を補佐し、会長事故あるときは代行します。
- (3) 会 計 2名(内1名は教頭)

本会のすべての金銭の収入・支出を正確に記録し、定例総会において、会計監査を得た決算報告をします。

- (4) 事務局 2名(教頭・教務主任) 本会の運営を統括し、その実質的作業を行います。
- (5)(2)~(3)の役員は、天白区当番校等、役員の負担が多くなることが予想される場合には、必要に応じて人数を増やすことができます。

(任期)

第10条 役員の任期は1年とし、新役員決定までその任にあたります。ただし、再選は妨げません。定例総会にて、就任します。

(選出)

第11条 次期役員の選出は、役員会にて選考し、総会において承認を得ます。 (顧問)

第12条 顧問は校長、前会長とします。その他会長が必要としたときは、役員会及び、総会で承認を得て、委嘱します。顧問は重要事項について本会の諮問に応じます。

第3章 会議

(集会)

- 第13条 次の集会を開きます。
  - (1)総会は年1回開くのを原則とします。
  - (2) 役員会は、必要に応じて随時開きます。

(総会)

- 第14条 定例総会は原則として毎年5月中旬までに開き、次のことがらを行います。
  - (1) 会計監査を得た前年度決算ならびに事業の報告。
  - (2) 会長をはじめ役員の承認ならびに委嘱。
  - (3) 年度計画ならびに年度予算、その他重要事項の審議と承認。
- 2 総会に提出される文書は、総会前に全会員に配付します。
- 3 総会の構成全員の過半数の出席(委任状を含む)により成立し、議決は出席者の 過半数の同意を必要とします。
- 4 会員の5分の1以上の要求のあった場合には、会長は臨時総会を召集します。 (役員会)
- 第15条 会長、副会長、会計、事務局で構成し、任務は次の通りです。
  - (1) 年間計画、重要事項の審議をします。
  - (2) 年度予算案を審議します。
  - (3)総会に提出する報告書を提出します。
  - (4) PTA運営に関する諸事項を審議・検討します。
  - (5) 本会の目的を遂行するために、次の活動や事業を行う会員を、サークル活動及び都度活動の参加者として募集し、依頼します。
    - ・学校教育の向上に協力する活動
    - ・会員の研修・教養及び福利厚生、健康管理等に関する事業
    - ・PTA新聞の発行など、広報活動
    - ・生徒の校外における生活の善導に努める事業
    - ・本会の会計監査事業

- (6) 緊急を要する事項を処理します。
- (7) 役員に欠員を生じた場合はその補充をします

## 第4章 個人情報の取り扱いについて

(個人情報の取り扱い)

- 第16条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については細則を定め、適正に運用するものとする。
- 2 会員は、会の円滑な運営のために、必要な情報(保護者名、生徒名、住所、電話番号、電子メールアドレスなど)を提供し、役員会は第1項に基づき、適切にそれを管理、利用します。

## 第5章 規約の改正

(規約の改正)

第17条 本規約の改正は総会において、出席者の過半数の承認を得るものとします。

〈付記〉 昭和55年 4月 制定・施行 昭和61年 4月 改正 昭和62年 4月 改正 昭和63年 4月 改正 平成13年 4月 改正 平成18年 4月 改正 平成23年 平成27年 平成27年 4月 改正 2月 改正 4月 改正 平成31年 4月 改正 2年 5月 3年12月 令和 改正 令和 改正